

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 29 日

(地域密着型) 通所介護事業所
(介護予防) 通所リハビリテーション事業所
介護予防・日常生活支援総合事業事業所
(介護予防) 居宅介護支援事業所 管理者 様

石 岡 市 福 祉 部
介 護 保 険 課

台風の影響によるサービス提供時間の変更における費用の算定について

日頃より本市の介護保険事業につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、各事業所において、台風の影響により利用者へのサービス提供時間を変更した場合において、石岡市では次の通りの取扱いとしますので、お知らせいたします。

なお、当該取扱いについては、石岡市の被保険者に対する保険者判断となります。そのため、他市の被保険者については該当する保険者に確認をお願いいたします。

【石岡市の取扱い】

台風の影響により、サービス提供時間を変更した場合は、原則として実際のサービス提供時間に基づき費用の算定をしていただくようお願いいたします。

【根拠法令】

- 1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の策定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号）
- 2) 令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.1）（令和 6 年 3 月 15 日）

【理由】

「当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等による、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。」¹⁾とあるが、台風の影響についてはある程度予測が可能であり、急な気象状況の悪化とは判断できないため。

また、「(急な気象状況の悪化等とは) 降雪に限らず局地的大雨や雷、竜巻、ひょうなども含まれる。」²⁾とあるが、台風に関しては言及されていないため。

【お問い合わせ先】

石岡市福祉部介護保険課
担当：給付係
電話：0299-23-1111 内線(7165)